

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

柳井市は、山口県の南東部にあり、瀬戸内海の西寄り、伊予灘の北寄りに位置している。北に岩国市、西に光市・田布施町・平生町、南に上関町、また瀬戸内海に架かる大島大橋をはさみ東に周防大島町に接している。

沿岸部、内陸部、半島・島しょ部からなり、総面積の半分以上が山地丘陵地で占められている。市域面積の 67.6%が山地、16.5%が山麓を含めた丘陵地、14.3%が平地（台地、低地）という構成となっている。

沿岸部一帯の土地は、北側の山地から南に向けて傾斜し、市街地は、その南側の平坦部と海岸に沿って形成されている。

北部の内陸部には、山稜に囲まれて盆地が分布し、農山村集落が散在している。

半島・島しょ部は、比較的急峻な丘陵地が入り組んで海岸線に迫る変化に富んだ地形をなしている。

柳井市の特性や過去の災害の発生状況等を踏まえ、市民生活・経済に影響を及ぼすリスクとして、当市において最も発生頻度が高く、全国的にも甚大な被害をもたらしている「大雨による浸水・土砂災害」、近年、温暖化等により大型化・強力化する「台風による風水害及び高潮災害」、更には、今後発生が懸念される「南海トラフ地震等による地震・津波災害」などの大規模自然災害が想定されている。

(洪水：柳井市洪水ハザードマップ)

当市の市街地の大半は、江戸時代以降に干拓や埋め立て等で開発された低地帯であるため、浸水災害が発生する危険性が高い。

当市のハザードマップには、柳井川、土穂石川、灸川、田布施川が氾濫した場合の浸水想定区域を記載しており、30～100年に一度程度の大雨（柳井川流域の24時間の総雨量305mm、土穂石川流域の24時間の総雨量232mm、灸川・田布施川流域の24時間の総雨量232mm）になった場合に想定される洪水については、当所が立地する市街地地域において0.5～3.0mの浸水が予想されている。

また、想定し得る最大規模の大雨（柳井川流域の24時間の総雨量557mm、土穂石川流域の24時間の総雨量557mm、灸川・田布施川流域の24時間の総雨量532mm）になった場合については、市街地の商業地区で、0.5～3.0mの浸水が予想されるほか、その一部では3.0～5.0mの浸水となることが予想されている。

(土砂災害：柳井市土砂災害ハザードマップ)

当市の山地・丘陵地では花崗岩風化土が広く分布していることから、豪雨による斜面の崩壊が発生しやすい地形・地質的特性を有している。

平成30年7月豪雨の際には、半壊1棟、一部破損10棟、主要地方道路肩崩壊などの災害が発生している。

当市のハザードマップには、土砂災害警戒区域等の位置などが記載されている。

市内では、1002箇所（急傾斜地684箇所、土石流300箇所、地すべり18箇所）の土砂災害警戒区域及び942箇所（急傾斜地676箇所、土石流266箇所、地すべり0箇所）の土砂災害特別警戒区域が指定されている。

#### (津波：柳井市津波ハザードマップ)

当市のハザードマップは、周防灘断層群主部地震、南海トラフ巨大地震の2つの地震による津波を想定している。

周防灘断層群主部地震では、最高津波水位（T.P.）は2.0m、南海トラフ巨大地震における最大クラスの津波の場合、最高津波水位（T.P.）は3.8mを想定している。

伊保庄地区、阿月地区、平郡地区などの沿岸部だけでなく、柳井地区は海岸あるいは河川からの影響を受けやすい状況にあることから、柳井地区の市街地地域のほとんどにおいて0.3～3.0mの浸水が予想されている。

#### (高潮：柳井市高潮ハザードマップ)

瀬戸内海（周防灘）沿岸は、対岸距離が長く、入り江、湾岸の多い南向きの海岸であるため、台風時における高潮、高波の被害を受けやすくなっている。

当市のハザードマップによると、伊保庄地区、阿月地区、平郡地区などの沿岸部だけでなく、柳井地区、新庄地区、余田地区など地盤の低い平野部においても広範囲な浸水被害が予想されている。

当所が立地する市街地地域においては1.0mを超える浸水が予想される場所もある。

#### (ため池：柳井市ため池ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、柳井地区2箇所、日積地区1箇所、伊陸地区3箇所、新庄地区2箇所、余田地区5箇所、伊保庄地区1箇所のため池ハザードマップが作られている。

ため池は山間部から平野部まで存在しているため、田地をはじめ住宅・事業所等にも被害がでる可能性がある。

#### (地震：柳井市地域防災計画震災対策編)

国の地震調査委員会によると、南海トラフ巨大地震が発生する確率は、30年以内に70～80%とされている。

また、当市に影響が大きいと推測される各地震の最大震度は以下のとおり。

- ・ 南海トラフ巨大地震（震度6弱（平郡地区で震度6強））
- ・ 周防灘断層群主部の地震（Mw（モーメントマグニチュード）7.22）
- ・ 大竹断層地震（震度6弱）
- ・ 安芸灘～伊予灘の地震（震度6弱）
- ・ 中央構造線断層帯地震（震度6弱）
- ・ 大河内断層地震（震度6弱）
- ・ 日積断層地震（震度6強）

#### (感染症)

厚生労働省の新型インフルエンザ対策行動計画によると、新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

#### (その他)

柳井市国土強靱化地域計画によると、当市の主な自然災害は以下の通り。

##### 【過去の災害事例：大雨による浸水・土砂災害】

- ・ 平成17年7月3日豪雨災害（床上浸水76棟、床下浸水752棟、市道被害82件、水田30ha冠水、地下道冠水）
- ・ 平成21年7月21日豪雨災害（床上浸水4棟、床下浸水132棟）
- ・ 平成28年6月22日豪雨災害

- ・ 平成 30 年 7 月豪雨災害（重傷 1 人、軽傷 2 人、半壊 1 棟、一部破損 10 棟、床下浸水 5 棟、主要地方道柳井玖珂線路肩崩壊）
- ・ 令和 2 年 7 月豪雨災害（床上浸水 2 棟、床下浸水 19 棟）

【過去の災害事例：台風による風水害及び高潮災害】

- ・ 平成 3 年台風第 19 号（強風と塩害、瀬戸内海沿岸では高潮による被害が多く発生）
- ・ 平成 11 年台風第 18 号（上陸が大潮期の満潮時と重なり、瀬戸内海沿岸では記録的な高潮）

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 1,512 人
- ・ 小規模事業者数 1,155 人

【柳井市内の事業所の立地状況等内訳】

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	158	147	市内に広く分散している
	製造業	85	70	沿岸部に多い
	卸売・小売業	545	345	市街地に多い
	宿泊・飲食サービス業	262	199	市街地に多い
	サービス業	314	270	市内に広く分散している
	その他	277	241	市内に広く分散している
合 計		1,641	1,272	

※H26 年経済センサス基礎調査（柳井商工会議所管内＋大島商工会管内）

(3) これまでの取組

1) 柳井市の取組

- ・ 柳井市国土強靱化地域計画、柳井市地域防災計画、柳井市津波避難計画、柳井市業務継続計画、柳井市災害時受援計画、柳井市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・ 避難確保計画の作成支援
- ・ 各ハザードマップの作成と更新
- ・ 防災訓練・防災出前講座の実施
- ・ 防災物品の備蓄
- ・ 民間企業との災害時応援協定の締結

2) 柳井商工会議所の取組

- ・ 事業者 B C P に関する国の施策の周知
- ・ 事業者 B C P 策定セミナーの開催
- ・ 損害保険・共済への加入促進（リスクファイナンスへの加入促進）
- ・ 新型コロナウイルス感染症特別経営相談窓口の開設
- ・ 柳井市が実施する防災訓練への参加及び協力

## II 課題

- ・ 地区内小規模事業者には災害リスクが十分に浸透していない。
- ・ 緊急時の取組に係る柳井商工会議所と柳井市の間での具体的な協力体制が整備されていない。
- ・ 当所には、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員がいない。更には、保険・共済に対する助言を行える当所経営指導員等職員が不足している。
- ・ 感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

## III 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 職員は不測の事態に備え、平時から各種リスクに関する知識を習得し、かつ防災および発災時におけるノウハウ・スキルを身に付けておく。また、災害リスクや感染症等リスクに対応した保険・共済に関する知識を習得し、リスクファイナンスに関する助言を行えるよう支援体制を構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

### 【成果目標】

- ・ 巡回・窓口相談時において、地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。（巡回・窓口件数 180 件／年）
- ・ 地区内小規模事業者に対して、セミナー等で事業者BCP・事業継続力強化計画等の必要性について周知する。（1回／年）
- ・ 地区内小規模事業者の事業者BCP・事業継続力強化計画等の策定を支援する。（20件／支援事業期間中）
- ・ 自然災害対策や感染症対策等の啓蒙、あるいは自然災害リスクや感染症リスク等に対応した損害保険や共済保険制度の周知、事業者BCP・事業継続力強化計画等策定の必要性、国の施策など事業継続力強化に必要な情報を、会報やホームページ、メールマガジン等により配信する。（会報は年4回配布。ホームページは随時更新。メールマガジンは随時配信。）

### ※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 柳井商工会議所と柳井市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### < 1. 事前の対策 >

##### 1) 小規模事業者に対する災害リスクや感染リスクの周知

- ・ 巡回・窓口相談時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づく、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・ 上記のほか、常議員会等を利用し、取組の周知や、進行状況の報告を行う。

##### 2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成及び職員への周知・徹底

- ・ 「柳井商工会議所災害時対応マニュアル」を作成、順次改定する。
- ・ 全職員に周知・徹底を図り災害時の対応を認識させる。

##### 3) 関係団体等との連携

- ・ 山口県と包括協定を締結する損害保険会社や関係団体等に専門家の派遣を依頼し、管内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや事業者BCP策定支援等を実施する。
- ・ 大島商工会と広域連携事業の実施。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や損害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 被災時に必要となる経営資源情報等について、複数拠点でのバックアップ等を検討する。
- ・ 災害時の資金需要の事前見積等について、金融機関と事前協議を行う。

##### 4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取り組み状況の確認。
- ・ 柳井市の担当者とは必要都度、打ち合わせを行い、状況確認や改善点等について協議する。

### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。
- ・ 地域の事業者等に対し発災後の被害状況について、可能な範囲で商工会議所等に報告をいただくよう、会報やメールマガジン等を活用して周知する。

### < 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後、速やかに職員の安否報告を行う。  
電話、メール、SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当所と当市で共有する。
- ・ 新型コロナウイルス等の国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・ 感染症流行の場合、国や県が発出する基本的対処方針に従って、当所による感染症対策を行う。

#### 2) 応急対策の方針決定

- ・ 当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・ 職員自身の判断で命の危険を感じる気象状況等の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報等解除後に出勤する。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。なお、当所では柳井地区、日積地区、伊陸地区、新庄地区、余田地区、伊保庄地区、阿月地区、平郡地区の8地区に分けて情報を把握する。
- ・ 被害状況の確認方法  
地域各事業所から被害状況報告およびメール、電話等による被害状況確認。  
職員による現場確認（安全確保等が可能な場合のみ）

（被害規模の目安は以下を想定）

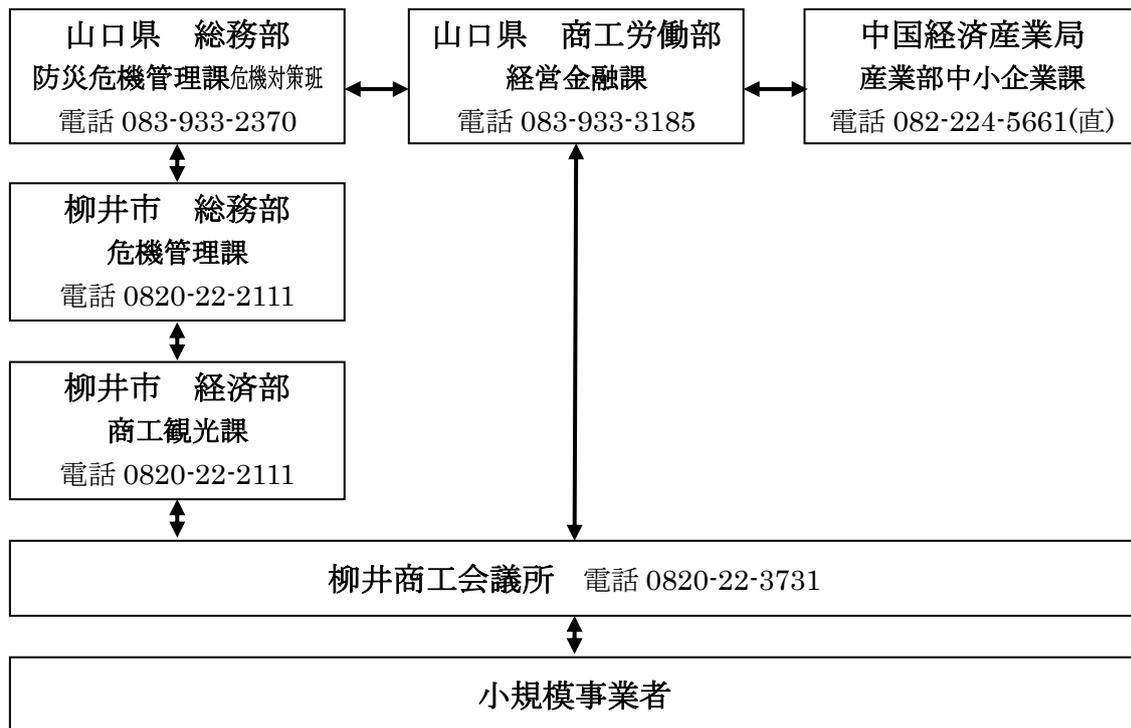
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 目立った被害の情報がない。</li></ul>

※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・ 本計画により、当所と当市は被害情報等を共有する。また、必要に応じて担当者と随時情報共有を行う。
- ・ 当所と当市の情報の伝達は原則、商工観光課を窓口とする。
- ・ 当市で取りまとめた「柳井市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

### < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当所と当市が共有した情報を、メール又はファックスにて当所又は当市より山口県へ報告する。



### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 窓口相談の開設方法について、柳井市と相談する（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や山口県、当市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

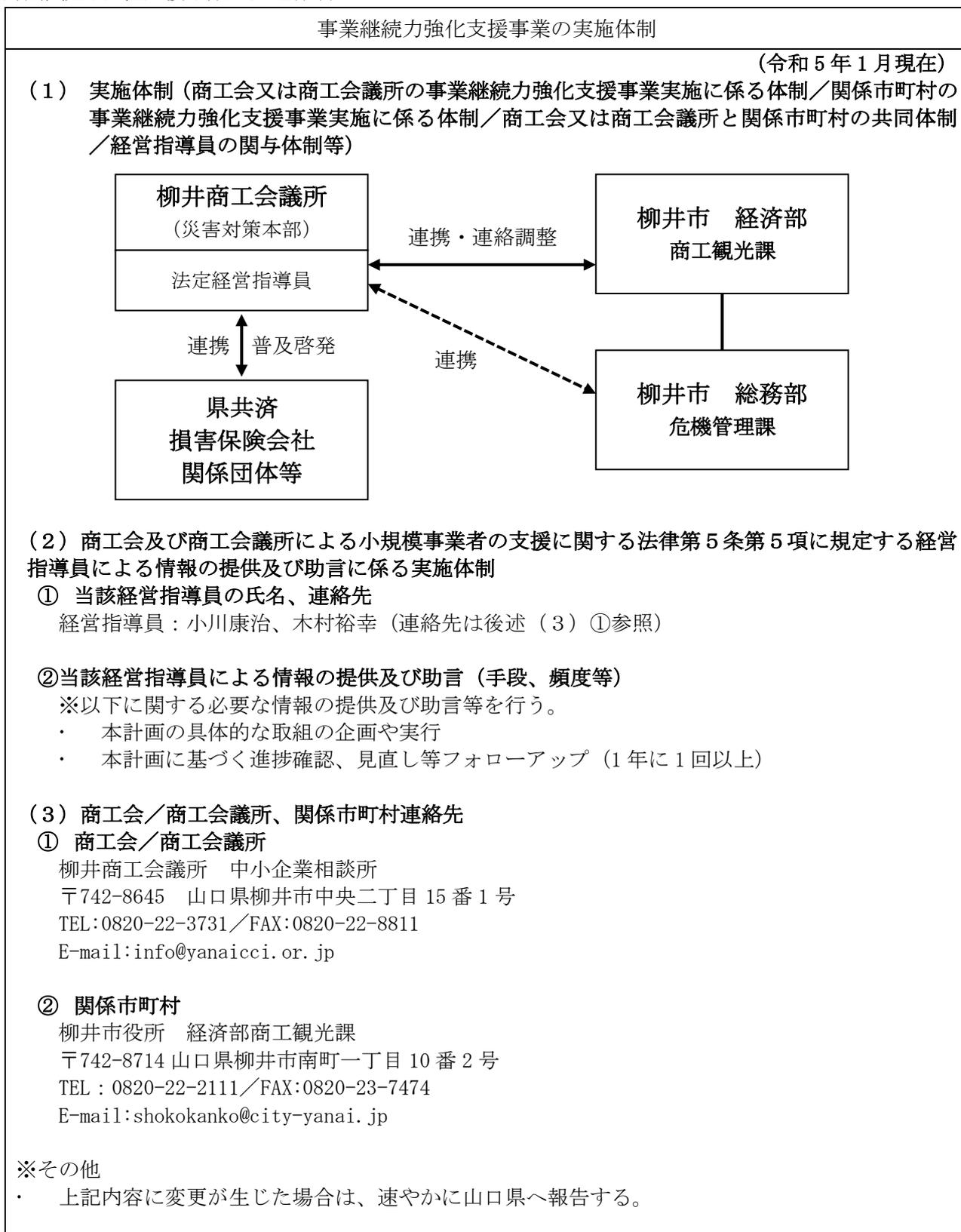
- ・ 当市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣を山口県等に相談する。

#### ※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	180	180	180	180	180
・ 専門家派遣費	90	90	90	90	90
・ セミナー開催費	30	30	30	30	30
・ パンフレット等作製費	30	30	30	30	30
・ 防災、感染症対策費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、柳井市補助金、山口県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。